

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～11月末・速報）

目 次

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員	1
表1-2 庁別の新受人員	2

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員	3
表2-2 庁別の終局人員	4

表3 選任手続の概況	5
------------	---

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
------------------------------	---

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
---	---

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
-------------------------------------	---

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
-----------------------	---

表8 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布	7
--	---

表9 開廷回数別の判決人員の分布	7
------------------	---

表10 審理期間別の判決人員の分布	7
-------------------	---

表11 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	8
----------------------------------	---

表12 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び上訴人員	8
------------------------------------	---

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数	990
殺人	237
強盗致傷	218
現住建造物等放火	81
覚せい剤取締法違反	80
(準)強姦致死傷	71
傷害致死	62
(準)強制わいせつ致死傷	54
強盗強姦	50
強盗致死(強盗殺人)	45
偽造通貨行使	24
集団(準)強姦致死傷	11
通貨偽造	10
危険運転致死	10
銃砲刀剣類所持等取締法違反	9
保護責任者遺棄致死	7
爆発物取締罰則違反	6
組織的犯罪処罰法違反 ※注5	6
逮捕監禁致死	4
麻薬及び向精神薬取締法違反	1
麻薬特例法違反 ※注6	1
その他	3

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 速報値である。

表 1－2 庁別の新受人員

総数	990
東京地裁本庁	84
東京地裁立川支部	47
横浜地裁本庁	35
横浜地裁小田原支部	8
さいたま地裁本庁	52
千葉地裁本庁	95
水戸地裁本庁	17
宇都宮地裁本庁	15
前橋地裁本庁	17
静岡地裁本庁	4
静岡地裁沼津支部	9
静岡地裁浜松支部	4
甲府地裁本庁	6
長野地裁本庁	14
長野地裁松本支部	5
新潟地裁本庁	5
大阪地裁本庁	109
大阪地裁堺支部	26
京都地裁本庁	9
神戸地裁本庁	23
神戸地裁姫路支部	15
奈良地裁本庁	9
大津地裁本庁	15
和歌山地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	51
名古屋地裁岡崎支部	12
津地裁本庁	6
岐阜地裁本庁	18
福井地裁本庁	2
金沢地裁本庁	9
富山地裁本庁	1

広島地裁本庁	20
山口地裁本庁	6
岡山地裁本庁	15
鳥取地裁本庁	4
松江地裁本庁	3
福岡地裁本庁	39
福岡地裁小倉支部	8
佐賀地裁本庁	6
長崎地裁本庁	8
大分地裁本庁	6
熊本地裁本庁	10
鹿児島地裁本庁	9
宮崎地裁本庁	3
那覇地裁本庁	14
那覇地裁石垣支部 ※注2	1
仙台地裁本庁	18
福島地裁本庁	1
福島地裁郡山支部	8
山形地裁本庁	6
盛岡地裁本庁	2
秋田地裁本庁	2
青森地裁本庁	7
札幌地裁本庁	26
函館地裁本庁	4
旭川地裁本庁	4
釧路地裁本庁	2
高松地裁本庁	5
徳島地裁本庁	5
高知地裁本庁	13
松山地裁本庁	7

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。
 3 速報値である。

表２ 終局人員

表２－１ 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	その他
総数	88	82	－	－	6
強盗致傷	25	25	－	－	－
殺人	23	20	－	－	3
覚せい剤取締法違反	9	8	－	－	1
現住建造物等放火	6	6	－	－	－
(準)強制わいせつ致死傷	5	5	－	－	－
(準)強姦致死傷	5	4	－	－	1
集団(準)強姦致死傷	4	4	－	－	－
傷害致死	4	3	－	－	1
強盗致死(強盗殺人)	3	3	－	－	－
偽造通貨行使	2	2	－	－	－
建造物等以外放火	1	1	－	－	－
強盗強姦	1	1	－	－	－

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
- 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名を、それぞれ計上した。
- 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
- 6 速報値である。

最高裁判所作成

表 2-2 庁別の終局人員

庁名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	その他
総数	88	82	-	-	6
東京地裁本庁	6	6	-	-	-
東京地裁立川支部	2	2	-	-	-
横浜地裁本庁	2	2	-	-	-
横浜地裁小田原支部	1	1	-	-	-
さいたま地裁本庁	5	5	-	-	-
千葉地裁本庁	6	5	-	-	1
水戸地裁本庁	1	1	-	-	-
宇都宮地裁本庁	-	-	-	-	-
前橋地裁本庁	-	-	-	-	-
静岡地裁本庁	-	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	2	2	-	-	-
静岡地裁浜松支部	1	1	-	-	-
甲府地裁本庁	2	2	-	-	-
長野地裁本庁	-	-	-	-	-
長野地裁松本支部	-	-	-	-	-
新潟地裁本庁	-	-	-	-	-
大阪地裁本庁	8	8	-	-	-
大阪地裁堺支部	1	1	-	-	-
京都地裁本庁	1	1	-	-	-
神戸地裁本庁	2	2	-	-	-
神戸地裁姫路支部	-	-	-	-	-
奈良地裁本庁	4	4	-	-	-
大津地裁本庁	4	4	-	-	-
和歌山地裁本庁	1	1	-	-	-
名古屋地裁本庁	1	1	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	-	-	-	-	-
津地裁本庁	1	1	-	-	-
岐阜地裁本庁	1	1	-	-	-
福井地裁本庁	1	1	-	-	-
金沢地裁本庁	-	-	-	-	-
富山地裁本庁	1	1	-	-	-

庁名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部 無罪	無罪	その他
広島地裁本庁	2	2	-	-	-
山口地裁本庁	1	1	-	-	-
岡山地裁本庁	1	1	-	-	-
鳥取地裁本庁	1	1	-	-	-
松江地裁本庁	1	1	-	-	-
福岡地裁本庁	4	3	-	-	1
福岡地裁小倉支部	-	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	-	-	-	-	-
長崎地裁本庁	1	1	-	-	-
大分地裁本庁	1	1	-	-	-
熊本地裁本庁	2	2	-	-	-
鹿児島地裁本庁	1	1	-	-	-
宮崎地裁本庁	1	1	-	-	-
那覇地裁本庁	-	-	-	-	-
那覇地裁石垣支部 ※注3	1	-	-	-	1
仙台地裁本庁	4	3	-	-	1
福島地裁本庁	1	1	-	-	-
福島地裁郡山支部	1	1	-	-	-
山形地裁本庁	-	-	-	-	-
盛岡地裁本庁	-	-	-	-	-
秋田地裁本庁	1	1	-	-	-
青森地裁本庁	2	2	-	-	-
札幌地裁本庁	2	2	-	-	-
函館地裁本庁	-	-	-	-	-
旭川地裁本庁	-	-	-	-	-
釧路地裁本庁	-	-	-	-	-
高松地裁本庁	1	1	-	-	-
徳島地裁本庁	2	2	-	-	-
高知地裁本庁	1	-	-	-	1
松山地裁本庁	2	1	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。

4 速報値である。

表 3 選任手続の概況

裁判員候補者名簿登録人数	※注1	295,036
選定された裁判員候補者の総数(a)	※注2	7,423
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	※注2	3,071
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	※注2	3,952
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)		53.2

(注) 1 平成21年3月31日現在における刑事局の集計結果による。

2 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表 4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	7,423 [90.5]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	2,157 [26.3]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	5,266 [64.2]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	1,665 [20.3]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	3,071 [37.5]	うち、申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	1,445 [17.6]
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注2	85.3		

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

3 [] は、総数を判決人員（82人）で除した平均値である。

最高裁判所作成

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手続 期日前	選任手続 期日当日
判決人員	82		
選定された裁判員候補者の総数	7,423		
辞退が認められた裁判員候補者の総数	3,952	3,602	350
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	1,330	1,330	
疾病傷害	617	588	29
介護養育	450	403	47
事業における重要用務	915	770	145
社会生活上の重要用務	93	65	28
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	55	53	2
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	42	36	6
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	35	21	14
辞退政令4号(出産等への立会い等)	12	11	1
辞退政令5号(遠隔地)	93	90	3
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	274	199	75
その他の辞退事由 ※注3	36	36	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。

- 2 「調査票の回答に基づく辞退」には、①裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、呼び出さない措置がされたもののほか、②欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、③転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。
- 4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	82
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	2,374
理由あり不選任(法34条4項)	22
辞退による不選任(法34条7項)	350
理由なし不選任(法36条)	442
くじによる不選任(法37条3項)	1,560
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注2	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である（ただし、判決人員は実人員である。）。

- 2 「質問なし不選任」とは、①あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び②選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。
- 3 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	78
選任された裁判員の数	471
選任された補充裁判員の数	193

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
 2 裁判員及び補充裁判員数は、刑事局への個別報告による実人員である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 概数である。

表8 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布

	総数	10日以内	20日以内	1月以内	1月15日以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月を超える
判決人員	82	-	1	2	15	19	26	13	2	4	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 速報値である。

表9 開廷回数別の判決人員の分布

	総数	1回	2回	3回	4回	5回
判決人員	82	-	4	57	16	5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 速報値である。

表10 審理期間別の判決人員の分布

	総数	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える
受理から終局	82	4	22	33	21	2	-	-
受理から第1回公判	82	5	22	34	20	1	-	-

	総数	2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
第1回公判から終局	82	4	47	20	3	7	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 速報値である。

表 1 1 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	82	15	28	21	13	5	－	382.1
自白	70	15	26	18	9	2	－	360.1
否認	12	－	2	3	4	3	－	510.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 速報値である。

表 1 2 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び上訴人員

	終局人員	終 局 区 分													無罪	その他	上訴人員	
		有 罪																
		有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役								3年以下					
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予	保護観察のうち				
総数	88	82	-	1	-	2	5	6	18	14	13	5	18	15	-	6	24	
強盗致傷	25	25	-	-	-	-	-	-	8	6	7	1	3	3	-	-	7	
殺人	23	20	-	-	-	-	5	5	2	2	2	-	4	3	-	3	6	
覚せい剤取締法違反	9	8	-	-	-	-	-	-	4	3	1	-	-	-	-	1	3	
現住建造物等放火	6	6	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	1	1	-	-	3	
(準)強制わいせつ致死傷	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	3	-	-	1	
(準)強姦致死傷	5	4	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	1	-	1	1	
集団(準)強姦致死傷	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	-	
傷害致死	4	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	
強盗致死(強盗殺人)	3	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
偽造通貨行使	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	
強盗強姦	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 禁錮刑の終局人員はない。
 4 速報値である。